

生涯教育制度 基礎コースの運用変更について

昨年度より、日本作業療法士協会の生涯教育制度の基礎コースについて制度上いくつかの緩和措置が行われています。

日本作業療法士協会誌などでも紹介されていましたが、改めて整理してお伝えします。

- ① 基礎ポイントの有効期限廃止：以前は5年間の有効期限がありましたが廃止になっています。過去にさかのぼって適応されますので、5年以上前のものも含めて50ポイントを計算できます。
- ② 現職者共通研修10講座の終了で20ポイントがつくようになりました：まだ1度も基礎コース終了申請をしていないかたは、過去にさかのぼって対応できます。研修は終わっているけれど50ポイントがなくて申請できていないというかたは、①の5年以上前までさかのぼって30ポイントがあれば、②の規定の20ポイントを足して50ポイントになります。
- ③ 現職者選択研修の受講免除（以前からの規定ですが）
会員番号18721以前の会員は、現職者選択研修の受講は免除されています（本研修が導入されたところからの規定です）。

上記をよく読んでいただくと、基礎コース終了に新たに該当する方がけっこういらっしゃるのでは？と思います。ご参照ください。

ほかに、現職者共通研修の「⑩事例報告」でつまずいているかたも多いと思いますが、下記のような規定をご存知でしょうか？

- ④ 「協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表」した場合、現職者共通研修⑩「事例報告」の受講に読み替えることができる。
→沖縄県士会では、「日本作業療法学会」と「沖縄県作業療法学会」での発表演題を上記の規定に該当する学会と認めています。上記いずれかの学会にて「事例報告」（多数データを処理したような研究ではなく、1事例の経過を報告したような演題）を発表された方は、事例検討会で発表したものとして処理できますので、ご相談ください。

上記についてご質問、ご相談等がございましたら、下記までご連絡ください。

2014年5月28日

一般社団法人沖縄県作業療法士会 教育部担当

土田真也（勤務先：おもろまちメディカルセンター）

問い合わせ：okiotakyouiku@yahoo.co.jp

※携帯・スマホのメールも受信可能です。